

令和4年第4回東洋町議会定例会会議録

(第 1 号)

令和4年12月6日(火)

東洋町議会

余 白

令和4年第4回東洋町議会定例会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場
開 会 令和4年12月6日(火) 午前9時00分宣告

出席議員(8名)	議長	福島 登	君	副議長	西岡 尚宏	君
	1番	廣田 齋史	君	2番	安岡 良仁	君
	3番	高畠 俊彦	君	4番	武山 裕一	君
	6番	今宮 裕明	君	7番	田島 毅三夫	君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	松延 宏幸	君
教育長	蛭子 浩久	君
会計管理者	北川 晃彦	君
総務課長	生松 克祐	君
税務課長	田岡 いずみ	君
住民課長	築地 仲音	君
産業建設課長	小池 昭平	君
教育次長	大坪 靖幸	君
地域包括支援 センター事務局長	近藤 真人	君
総務課長補佐	堀川 歩	君
税務課長補佐	奥村 忍	君
住民課長補佐	田岡 伊織	君
産業建設課長補佐	生田 憲一	君
代表監査委員	弘田 賀軌	君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	伊吹 真貴博
事務局書記	廣田 知美

議事日程 別紙のとおり

議事のでんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 8番 西岡 尚宏 君 1番 廣田 齋史 君

令和4年第4回東洋町議会定例会議事日程

(第 1 号)

令和4年12月6日(火) 午前9時開議

- [日程第1] 会議録署名議員の指名
- [日程第2] 会期の決定
- [日程第3] 議案第45号 職員の定年等に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第4] 議案第46号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定めることについて
- [日程第5] 議案第47号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第6] 議案第48号 町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正することについて
- [日程第7] 議案第49号 議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第8] 議案第50号 令和4年度東洋町一般会計補正予算(第4号)を定めることについて
- [日程第9] 議案第51号 令和4年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を定めることについて

- [日程第10] 議案第52号 令和4年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を定めることについて
- [日程第11] 議案第53号 令和4年度東洋町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第12] 議案第54号 令和4年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第13] 議案第55号 令和4年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて
- [日程第14] 議案第56号 甲浦地区公民館耐震補強改修工事請負契約の締結について
- [日程第15] 議案第57号 東洋町の公の施設に係る指定管理者を指定することについて

議事のでんまつ

議長

(福島 登 議長)

みなさん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

よって、定足数に達しております。

会議に先立ちまして、新型コロナウイルス感染症等の予防のため、東洋町議会では、皆さまにマスクの着用と手のアルコール消毒をお願いしております。

ご理解、ご協力をお願いいたします。

これより、令和4年第4回東洋町議会定例会を開会します。

(開会時間：9時00分)

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、

会議録署名議員の指名、会期の決定の他、議案として、

条例5件、補正予算6件、契約1件、その他1件の計13件であります。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

まず、地方自治法第235条の2、第3項の規定により、監査委員から令和4年8月から10月分の例月出納検査の結果について、不都合は認められないとの報告が提出されております。

次に、閉会中の議員派遣2件について報告があり、代表派遣議員から提出されております。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

町長

日程に入る前に、町長から行政報告について、発言の申出がありましたので、これを許します。

松延町長。

(松延 宏幸 町長)

おはようございます。

本日、令和4年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、師走を迎え何かとご多用のところ、ご参集を賜りまして、誠に有り難うございます。

今議会への提出案件でございますが、人事院勧告に基づきます、関連条例を含む条例案5件、補正予算案6件、その他の件2件、併せて13件となっております。適切なご審議とご決定を賜りますようお願い申し上げます。

提案理由に先立ちまして、若干の行政報告を申し上げます。

コロナ関連の情勢についてでございます。

コロナ感染症の第8波が懸念されている情勢となっておりますが、11月22日には、国産初の飲み薬、ゾコーバが緊急承認をされまして、11月28日から医療現場への本格的な供給が始まっております。軽症者にも使えるゾコーバは、家庭内感染を防ぐ効果も期待されているということでございます。

政府は、第8波も社会経済活動への影響を回避して乗り切る方針でございますけれども、冬場はインフルエンザとの同時流行も警戒し、ウイルスの進化の監視・分析が今後も重要になってくるとの指摘もございます。油断せず、基本的な感染防止の取組を継

続いていくことが重要と考えるところでございます。

本町では、現在、オミクロン株対応のワクチン集団接種を12月18日までの日程で実施をしているところでございます。接種率は、約74%を見込んでいるところでございます。

続きまして、国の補正予算についてでございますけれども、国政におきましては、12月2日に、総額28兆9222億円の第二次補正予算が成立をいたしております。この補正では、子育て世代への支援策といたしまして、出産・子育て応援交付金の制度が創設をされております。町負担は6分の1でございますけれども、今回の本町補正予算第4号には、100万円の予算を計上しているところでございます。本町でも単独事業といたしまして、出産祝い金制度などを実施しているところでございますけれども、出産・子育て応援交付金が国の制度といたしまして、今回の補正だけでなく、来年度以降も恒久的事業として継続されることを期待しているところでございます。

また、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策として、1兆2502億円が計上されております。本町など高知県への予算措置の状況を把握し、地方創生臨時交付金など配分額などが明示されましたら、速やかに対応してまいりたい、と考えているところでございます。

続きまして、人事院勧告についてでございます。

人事院は、令和4年8月8日、3年ぶりとなります給与改定とボーナス0.1月分の引き上げ勧告をしているところでございます。ご承知のとおり、人事院勧告は、公務員の労働基本権制約の

代償措置として、適正な給与を確保する機能を有するものでありますので、本町といたしましても一般職につきましても、当然のこととして、勧告どおり給与改定と勤勉手当の引き上げの完全実施をしたい、と考えているところでございます。

特別職につきましても、近隣町村の状況を勘案し、手当分につきましても、引き上げをさせていただきますけれども、報酬月額につきましても、本年も据え置きとしたい、と考えております。

本町での特別職の報酬につきましても、16年間以上据え置きとなっている現状がございますので、今後は、この月額報酬につきましても他町村と足並みを揃えていく検討が必要ではないかと感じております。

続きまして、海の駅東洋町に指定管理者制度を導入することについてでございます

現在の海の駅は、火災事故から再建をいたしまして、町直営として10年が経過をいたしております。その後、順調に運営をされまして、地域の活性化に十分寄与してきたと考えております。

しかしながら、この間、行政の直営、という運営形態には限界もあるのではないかと感じてきたことも事実でございます。今般、10年を一つの節目といたしまして、他町村同様に運営形態に民間活力を導入する時期がきているのではないかと判断をしたところでございます。

コロナ禍の影響も何とか乗り越えてきたと考えられる今、民間による適切な指定管理者候補が見つければ、運営管理を指定いたしまして、行政上のマンネリ化を防止し、民間的な発想と活動に取り組んでいただきまして、情報発信の方策など、運営形態を見直していくことが、様々な方向に刺激となりまして、地域や海の

駅の更なる活性化につながるものと期待をするところでございます。

次に、広域観光の新たな取り組みについてでございますが、既にマスコミ報道にもございましたけれども、広域観光の新たな取り組みといたしまして、コロナ後を見据え、四国東南部の観光誘客や周遊促進を図ることを目的といたしまして、高知県、徳島県両県と、高知県東部9市町村と徳島県南部5市町、高知県東部観光協議会、徳島県の四国の右下観光局、併せて18団体で構成する、四国南東部広域観光連携協議会の設立総会が、11月24日、海陽町で開催をされました。

徳島県南部と高知県東部が、県境を越えて、これまで以上に連携をして、地域の魅力などを情報発信し、観光誘客に取り組んでいくために、設立総会では、両県の観光地を訪れた人の統計データなどを共有することや、イベント情報を一体的に発信することなどが確認されたところでございます。

最後に、高規格道路の取り組みについてご報告をいたします。

四国8の字ネットワーク四国東南部連盟といたしましては、四国地方整備局へ11月21日に、また11月29日には本省要望といたしまして財務省、国土交通省、そして徳島高知両県選出国會議員に対しまして、対面での要望活動を実施いたしております。

阿南安芸自動車道整備促進期成同盟会といたしましては、単独での要望活動には、11月30日に中央要望を実施いたしております。阿南安芸自動車道も4年連続の事業化決定をいただいておりますが、阿南～安芸間110kmのうち、高知県側では、残されております唯一の区間、奈半利～安田間4kmにつきまして、要望

どおり、本年度中の事業化決定に期待をしているところでございます。なお、令和2年度に事業化決定をいただいております、野根～安倉道路につきましては、12月19日に設計協議の調印式を執り行うことになっております。

まだまだコロナ禍の情勢が続いております。行動制限の緩和によりまして、イベントなども徐々に回復してきておりますけれども、本町では12月25日に、DMV運行開始1周年を記念いたしまして、地域の賑わいづくりとしてのイベントを企画しているところでございます。

皆様におかれましては、ウィズコロナの時代を冷静な判断と行動で受け止めていただくとともに、年末年始、ご自愛くださりませうご祈念を申し上げまして、簡単でございますけれども、12月定例会の行政報告とさせていただきます。

(福島 登 議長)

町長の行政報告が終わりました。

日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第126条の規定により、8番、西岡尚宏君、並びに1番、廣田齋史君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

議会運営委員会で検討されておりますので、委員長の報告を求めます。

議長

議会運営委員会委員長

高島議会運営委員長。

(高島 俊彦 議会運営委員長)

おはようございます。

令和4年第4回定例会議会運営委員会の報告を行います。

12月2日に、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに運営等について協議いたしました結果、本定例会の会期は、本日6日から、12月9日までの4日間とする。

運営につきましては、本日の開会日に、提出者から提案理由の説明を受け、本日、6日の本会議散会后から、委員会及び議案審査のため休会、9日に再開し、審議、採決の後に一般質問を行う。

新型コロナウイルス感染症対策として、時間短縮をし、議案質疑は、一問一答方式の時間制とし、議案全体で質疑・討論を合わせて1人30分以内、答弁者も30分以内とする。次に、一般質問については、一問一答方式の時間制とし、質問全体で質問時間を1人20分以内、答弁時間も20分以内とする。なお、議案質疑及び一般質問については、議会会議規則第64条の2の規定により、反問権を行使することができる。また、反問権も制限時間に含めることとする。議案質疑の通告期限は、7日の正午まで、一般質問の通告期限は、6日の午後5時までとする。次に、陳情等について、子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める陳情について総務教育民生常任委員会へ付託をする。以上のように決定いたしました。これで議会運営委員会の報告を終わります。

議長

(福島 登 議長)

議会運営委員長の報告が終わりました。

ここでお諮りします。

ただいまの委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日6日から12月9日までの4日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日6日から12月9日までの4日間と決定しました。

日程第3、議案第45号、職員の定年等に関する条例の一部を改正することについての件から、日程第15、議案第57号、東洋町の公の施設に係る指定管理者を指定することについての13件を、この際、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

直ちに、提出者の説明を求めます。

松延町長。

(松延 宏幸 町長)

それではご提案を申し上げます。

議案第45号、職員の定年等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和4年12月6日提出でございます。

町長

続きまして議案第４６号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定めることについて、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求める。令和４年１２月６日提出でございます。

提案理由でございます。

議案第４５号、第４６号については関連がございますので、一括してご説明をいたします。

令和３年の地方公務員法の一部を改正する法律の施行により、令和５年４月から地方公務員の定年年齢が６５年となることから、本町の関係する条例を改正しようとするものでございます。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

続きまして議案第４７号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求める。令和４年１２月６日提出でございます。提案理由でございます。今年の人事院勧告によりまして、民間給与との較差を解消するため、職員の若年層を中心とする給料の引上げ及び職員の勤勉手当の年間支給月数０．１月分を引上げるため、本条例を改正しようとするものでございます。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

続きまして議案第４８号、町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正することについて、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求める。

続いて議案第４９号、議会議員の議員報酬及び旅費等に関する

条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和4年12月6日提出でございます。

提案理由でございます。議案第48号、第49号については関連がございますので、一括してご説明をいたします。

今年の人事院勧告により、一般職の職員の給与改定と勤勉手当の年間支給月数を引上げることを踏まえまして、特別職及び議会議員の期末手当の年間支給月数を近隣町村との権衡を図るため0.125月分引上げる改正をしようとするものでございます。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

議案第50号、令和4年度東洋町一般会計補正予算、第4号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。令和4年12月6日提出でございます。

提案理由でございます。歳入歳出それぞれ5724万6千円を追加をいたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ35億6369万円とするものでございます。

歳入では、地方交付税、国庫及び県支出金、寄附金、諸収入、町債を計上いたしております。

歳出では、人事院勧告に伴う人件費、甲浦灯台土地購入費、町議会議員補欠選挙費、出産・子育て応援交付金、川口飲供施設配水管整備工事費、DMV運行開始1周年記念イベント補助金、国道支障木伐採委託料、木造住宅耐震診断改修事業、野根海岸高潮対策事業県工事負担金などを計上をいたしております。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

続きまして議案第 5 1 号、令和 4 年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算、第 3 号を定めることについて、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。令和 4 年 1 2 月 6 日提出でございます。

提案理由でございます。歳入歳出それぞれ 5 1 万 4 千円を追加をいたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 5 2 9 5 万 6 千円とするものでございます。

歳入では、県支出金、繰入金を計上しております。

歳出では、人事院勧告に伴う人件費、新型コロナウイルス傷病手当金などを計上しております。

なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

続きまして議案第 5 2 号、令和 4 年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算、第 3 号を定めることについて、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。令和 4 年 1 2 月 6 日提出でございます。

提案理由でございます。歳入歳出それぞれ 2 7 万 1 千円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 4 6 1 万円とするものでございます。

歳入では、繰入金を計上しております。

歳出では、人事院勧告に伴う人件費を計上しております。

なお、内容につきましては、地域包括支援センター事務局長が説明をいたします。

続きまして議案第 5 3 号、令和 4 年度東洋町下水道事業特別会計補正予算第 1 号を定めることについて、地方自治法第 2 1 8 条

第1項の規定により、議会の議決を求める。令和4年12月6日提出でございます。

提案理由でございます。歳入歳出それぞれ2468万円を追加をいたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7492万7千円とするものでございます。

歳入では、国庫支出金、繰入金、町債を計上しております。

歳出では、人事院勧告に伴う人件費、甲浦浄化センター詳細設計委託料などを計上いたしております。

なお、内容につきましては、産業建設課長補佐が説明をいたします。

議案第54号、令和4年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算、第1号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。令和4年12月6日提出でございます。

提案理由でございます。歳入歳出それぞれ19万2千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3265万7千円とするものでございます。

歳入では、繰入金を計上しております。

歳出では、人事院勧告に伴う人件費、口座情報更新作業委託料を計上いたしております。

なお、内容につきましては、産業建設課長補佐が説明をいたします。

続きまして議案第55号、令和4年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算、第2号を定めることについて、地方自治法第21

8条第1項の規定により、議会の議決を求める。令和4年12月6日提出でございます。

提案理由でございます。歳入歳出それぞれ1079万1千円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ7804万円とするものでございます。

歳入では、観光施設事業費を計上をいたしております。

歳出では、自然休養村光熱水費、海の駅食堂賄い材料費、業務用冷凍庫購入費などを計上しております。

なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

続きまして12ページでございます。議案第56号、甲浦地区公民館耐震補強改修工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。令和4年12月6日提出でございます。

提案理由でございます。令和4年11月10日に指名競争入札を行いました、甲浦地区公民館耐震補強改修工事につきましては、契約の予定価格が5千万円を超えるため、同上の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては、教育次長が説明をいたします。

続きまして議案第57号でございます。東洋町の公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。令和4年12月6日提出でございます。

提案理由でございます。海の駅の運営につきましては、民間会

社へ管理をさせるため、東洋町公の施設に係る指定管理者の指定
手続等に関する条例第2条の規定に基づき募集した結果、東京に
本社がございます、株式会社 FoundingBase を指定管理者として
管理させようとするものでございます。

なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長

(福島 登 議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐 総務課長)

おはようございます。

それでは、私から議案第45号、職員の定年等に関する条例の
一部を改正することについて、ご説明いたします。

議案関係資料及び新旧対照条文はそれぞれ1ページから、それ
と、別添資料といたしまして、改正を全て盛り込みましたこの条
例、改正箇所は赤字でお示しをしています、この文でございます。
及び地方公務員法の一部を改正する法律について、地方公務員の
定年引上げ関係、国の資料でございますが、でお示ししてありま
すが、改正内容が複雑でございますので、ご説明では、別添資料
の2種類を用いてご説明をいたします。

まず初めに、この改正は、令和3年6月に地方公務員法が改正
されまして、平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえまし
て、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢期の職員に最大限活躍
してもらうため、人事院の意見の申出により、職員の定年を引き

上げるものでございます。

まず、改正の全てを盛り込んだ条例の2ページ、この赤字で記載しておりますが、その2ページの第3条をご覧ください。第3条では職員の定年を年齢60歳から、赤字で記載しておりますが、65年の、5年引き上げるものでございます。

そして、その条例の12ページをご覧ください。この定年年齢65年につきましては、経過措置がございまして、2年おきに定年年齢を1年ずつ、段階的に引き上げることを附則4において規定しております。赤字で記載しておりますが、かっこで定年等に関する経過措置というところがございます。ここではいろいろ書いておりますが、現行の定年は、60歳でございます。そして、この表の最初ですが、令和5年4月1日から令和7年3月31日までは、定年年齢を右側の61年、そして次の下段、令和7年4月1日から令和9年3月31日までは62年というように、2年ごとに定年年齢が経過措置で1年引き上げられ、表の最後の欄中、令和13年3月31日までを最後に、定年年齢を64年、そして、その次の日で、令和13年度になるんですけども、で第3条に規定しております、定年年齢が65年になるということでございます。これにより、職員の定年は65歳の年度末まで勤務することができるようになります。

次に、2ページに戻っていただきまして、第4条では、定年による退職の特例の規定を改正しております。これは、改正前にもありましたもので、公務の運営に著しい支障がある場合は、定年後でも勤務できる規定でございます。今回は定年延長により管理職の延長も規定をしております。それは赤字の部分になっております。

次に、4ページを開いていただきまして、4ページの下段、第3章、管理監督職勤務上限年齢制と書いておりますが、第6条から9ページの第11条まででは、先ほど申しました制度でございます。この管理監督職勤務上限年齢ですが、これは、いわゆる役職定年制という呼び方になっておりますが、これは定年延長の改正がされたことに伴いまして、新しくできた規定でございます。国の資料でございますが、3ページの図をご覧ください。これでございます。3ページをご覧ください。これは図になっておりますが、管理監督職と記載しておりますが、要は管理職でございます。管理職の職員は、60歳になった年の年度末、3月31日までに管理職以外の職に降格することになります。要は一般の職になるということです。4月1日以降は管理職になることはできなくなります。本町での管理職は、課長、課長補佐、園長、事務局長が該当し、給料の職務の級においても、課長職の6級、もしくは課長補佐職の5級の職員が、管理職以外の職、つまり職務の級の4級に降格するということになっております。そして、その資料の12ページをご覧ください。12ページは要は管理職の降格または降級に伴う転任された職員の給料ということでございますが、その下の表でございます。表と計算式がございますが、大変わかりづらいですが、要は、給料について降格前の給料の、管理職が降格になった場合、その給料につきましては降格前の給料の7割になるということでございます。

次に、条例に戻っていただきまして、条例の9ページの下段、第4章と書いてございますが、定年前再任用短時間勤務職員の任用ということでございまして、第12条と10ページの第13条でなっております。定年前再任用短時間勤務職員の規定につきま

しては、これも新しくできた規定でございます。これは、定年延長によりまして、60歳以後に退職した職員が条件にはなりますが、退職した本人の意向を踏まえ短時間勤務の職で再任用することができるものでございます。先ほどの国の資料の2ページの図をご覧ください。この国の資料の表は、経過措置として2年おきに定年年齢が延長するという図でございまして、上の欄が年度、そして縦の欄がその採用されている職員の年月日を書いております。要はこれ階段式みたいになっておりますが、要は2年おきに60歳、2年おきに61、62、63、64、65というように、定年が延長されまして、それに伴う職員の対象年齢の生年月日と年齢を書いております。この表にありますピンク色でお示している箇所勤務することができるということでございます。その年度ごとに規定された定年退職年齢ということでございますが、定年退職年齢まで勤務することができるということでございます。

この新設された制度につきましては、定年延長に伴いまして、60歳以降の職員の多様な働き方のニーズに対応したものであるということでございます。

給料につきましては、これまで給料表の下段にあります、再任用職員の給料表というのがあるんですが、この再任用職員というのは定年前再任用短時間勤務職員と名称は変わりますが、ありました給料月額から勤務した1週間あたりの時間で、割って掛けたものが給料として支給されるというものでございます。

次に、条例の15ページ。これは附則になりますが、第3条では、定年退職者等の再任用に関する経過措置でございます。これは、改正前にありました再任用制度で勤務できるものでござい

すが、この定年延長改正の完成型、これは令和13年度で完全に65歳定年となることですが、その後は、この制度が廃止となります。また国の資料の2ページをご覧ください。その表の中に色して肌色とオレンジ色のマスがございますが、でお示ししております、暫定再任用という意味で暫再と書いておりますが、暫再と規定しております。経過措置として、定年退職等をした場合、暫定的に65歳まで再任用制度での勤務ができるものでございます。給料については、先ほど申し上げました給料表の下段にあります再任用職員の給料表になります。以上でございます。

なお、定年延長に関する概要につきましては、ほとんどが附則で記載しておりますので、大変わかりにくくございますが、国の資料が表となっておりますので、大変わかりやすいと思っておりますので、後ほどまたご覧ください。以上でございます。

続きまして、議案第46号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定めることについてご説明をいたします。

議案関係資料23ページから、新旧対照条文は25ページからでございます。これも関係する条例が複数ございますので、この議案に関しては、簡単にご説明をいたします。

この関係する条例の改正内容につきましては、地方公務員法の定年延長の改正により、先の議案でご説明した、地方公務員法の新たな条項の追加による条項のずれの改正、そして先ほど申しました、再任用制度の廃止による、新たな雇用制度、定年前再任用短時間勤務職員という文言でございますが、っていう文言への改正がほとんどでございます。

また、一般職員の職員の給与に関する条例も改正しておりますが、これは60歳に達した日後の最初の4月1日から、その職務の級のその給料を7割にする改正でございます。先の議案では、管理職の給料のことで7割になるとご説明いたしましたが、一般職の職員についても、60歳以降の4月1日から給料が7割になるということでございます。この管理職、一般職の7割というのは、国では当面の間7割にするということでございますが、今後は給料表事態が大きく変わるということでございます。また後ほどご参照いただきたいと思います。以上でございます。

続きまして、議案第47号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案関係資料は89ページから、新旧対照条文は75ページからでございます。まず、新旧対照条文にてご説明をいたします。

今回、人事院の勧告によりまして、民間と給与の較差を解消するため、勤勉手当について0.1月分、それと、職員の給料を若年層を中心に引き上げる改正としております。また、勤勉手当につきましては、今年度分第1条と来年度分の第2条とで分けております。

まず第1条では、勤勉手当、17条第2項第1号、一般職の職員については、76ページに移ります、左側の表の現行、100分の95…すみません、74ページでございます。左側の表の現行、100分の95を、右側の表の改正後、12月に支給する場合には100分の105と、0.1月分引き上げるものとしております。この引き上げ率は、今年度分になりますので、6月分は支給済みでありますので、その12月分でその0.1月分の率

を支給するという事になっております。そして、第2号につきましては、再任用職員ですが、これは先ほどと同様で、率につきましては、100分の45を、100分の50と、0.05月分引き上げるものとしております。

次に75ページに移ります。

第2条では、年間0.1月分を6月と12月の2回の支給に振り分けるため、勤勉手当の率を、76ページになりますが、第1条の改正後の率から半分の0.5月分に振り分けまして、0.5月分に振り分けたもの。そして来年の4月からは再任用が定年前再任用短時間勤務職員という名前にかわりますので、その部分については、その半分の0.025月分、第1条の率から引き下げております。

今回の改正による勤勉手当の影響額は、全体で約159万円になります。

次に、議案関係資料の90ページをご覧ください。すいません、間違えました。38ページをご覧ください。これは行政職給料表の改正でございます。もう改正した部分でございますが、20歳台半ばに重点を置きまして、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について、平均改定率0.3%引き上げております。1級につきましては、アンダーラインでお示ししておりますが、第1号から第87号まで、2級については、1号から55号まで、3級につきましては、1号から35号まで、4級につきましては、1号から15号まで、5級につきましては、1号から7号までが対象で、一番最初の1級1号は4,000円アップから最後の5級につきましては400円までの幅で増額というふうになっております。なお、改正号俸については、アンダーラインでお示し

ている部分でございます。以上でございます。

続きまして、議案第48号、町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正することについてご説明をいたします。

この改正は、先の議案を踏まえまして、今回、近隣市町村の議員の期末手当率を勘案し、議員の期末手当を0.125月分引き上げる改正としております。

今回の改正による期末手当の影響額は、約16万円となります。

なお、近隣市町村の資料を配布しております。こういった状況か率を配布しておりますので、後ほどご参照をいただきたいと思っております。以上でございます。

すみません、議員の期末と言いましたが、特別職の期末手当でございます。言い間違えました、すみません。

続きまして、議案第49号、議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正することについてご説明をいたします。

議案関係資料は49ページ、新旧対照表は83ページ。すみません、80ページでございます。からで、新旧対照表にてご説明をいたします。

この改正は、町長等の特別職と同様でございます。特別職の期末手当を0.125月分引き上げる改正をしております。

今回の改正による期末手当の影響額は、20万円になります。

この改正率100分の160は、先ほど申し上げたとおりでございます。以上でございます。

すみません、先ほど手前の議案でこの説明飛ばしてしまいました

<p>議長</p>	<p>て、申し訳ございません。一緒でございます。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>ここで休憩をしたいと思います。総務課長よろしいですか。それでは再開を10時10分をお願いします。</p> <p>(休憩時間：9時56分)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>(再開時間：10時10分)</p> <p>生松総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>それでは続きまして、議案第50号、令和4年度東洋町一般会計補正予算、第4号を定めることについてご説明をいたします。予算書の1ページをお願いいたします。</p> <p>今回の補正では、歳入歳出それぞれ5724万6千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ35億6369万円とするものでございます。</p> <p>3ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>築地住民課長。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(築地 仲音 住民課長)</p> <p>それでは私の方から議案第51号、令和4年度東洋町国民健康</p>

	<p>保険事業特別会計補正予算、第3号を定めることについてご説明いたします。予算書の1ページをお願いします。</p> <p>補正案では、歳入歳出それぞれ51万4千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ5億5295万6千円としております。2ページをお願いします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>近藤地域包括支援センター事務局長。</p>
地域包括支援センター事務局長	<p>(近藤 真人 地域包括支援センター事務局長)</p> <p>私から議案第52号、令和4年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算、第3号を定めることについてご説明いたします。</p> <p>今回の補正は歳入歳出それぞれ27万1千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ6億461万円とするもので、歳入では人件費の一般会計繰入金、歳出では職員及び会計年度任用職員の人件費を追加するものとなっております。</p> <p>予算書の2ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>小池産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(小池 昭平 産業建設課長)</p> <p>それでは私の方から議案第53号、令和4年度東洋町下水道事業特別会計補正予算、第1号についてご説明申し上げます。</p>

<p>議長</p>	<p>予算書の1ページをお開きください。</p> <p>歳入歳出それぞれ2468万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ1億7492万7千円とするものでございます。</p> <p>2ページをお願いします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>生田産業建設課長補佐。</p>
<p>産業建設課長補佐</p>	<p>(生田 憲一 産業建設課長補佐)</p> <p>それでは私の方から議案第54号、令和4年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算、第1号についてご説明いたします。</p> <p>予算書の1ページをお願いします。</p> <p>今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ19万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3265万7千円とするものです。</p> <p>予算書の2ページをお願いします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
<p>議長</p> <p>産業建設課長補佐</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>小池産業建設課長。</p> <p>(小池 昭平 産業建設課長)</p> <p>それでは私の方から続きまして議案第55号、令和4年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算、第2号についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお願いします。</p>

<p>議長</p>	<p>歳入歳出それぞれ1079万1千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ7804万円とするものでございます。</p> <p>2ページをお願いします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>大坪教育次長。</p>
<p>教育次長</p>	<p>(大坪 靖幸 教育次長)</p> <p>私の方から議案第56号、甲浦地区公民館耐震補強改修工事請負契約の締結についてご説明いたします。</p> <p>議案提案理由説明書の13ページ、及び議案関係資料の51ページをお願いします。</p> <p>工事請負契約の締結についてでございます。契約の目的は、甲浦地区公民館耐震補強改修工事でございます。契約の方法は指名競争入札によりまして、11月の10日に入札を行っております。契約金額は2億3617万円でして、その内消費税が2147万円となっております。落札率は86.1%となっております。契約の相手方は高知市西秦泉寺435番地1、株式会社岸之上工務店、代表取締役社長岸之上憲一でございます。工期につきましては、契約の日から令和5年3月31日としております。なお、議案関係資料の建設工事請負書の工期につきましては、議決後、記載することになっておりますのでご了承ください。株式会社岸之上工務店は令和4年度、高知県の建設工事指名名簿ではAランクの指定になっております。本町での工事实績はございませんが、東部地域では室戸市立室戸診療所建築工事、安田町営住宅新</p>

<p>議長</p>	<p>築工事などの実績がございます。以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>生松総務課長。小池産業建設課長。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>(小池 昭平 産業建設課長)</p> <p>それでは私の方から、議案第57号東洋町の公の施設に係る指定管理者を指定することについてご説明申し上げます。</p> <p>議案関係資料の53ページをお開きください。まず初めに、指定管理を予定しております、施設の内容についてご説明申し上げます。名称は海の駅東洋町でして、所在地、施設設置目的は議案関係資料をご参照いただきますよう、お願いいたします。管理業務の内容は、地場産品等の販売、飲食物の調理販売、地場産品の生産及び販売促進に係る諸活動となっております。54ページをお願いします。続きまして、観光案内等に関する業務、施設の利用に関する業務、海の駅の施設及び附属施設の維持管理に関する業務、その他町長が必要と認める業務となっております。次に指定管理の選定経過についてご説明申し上げます。今回の指定管理につきましては、東洋町のホームページで募集を行いまして、1事業者から応募がありましたので、書類審査を11月9日に行いまして、11月17日に二次審査としまして、委員5名からなります、海の駅東洋町指定管理者募集に係る公募型プロポーザル評価委員会を開催し、応募事業者から説明を受け、その後委員からの質疑を行い、採点を行いました。なお、採点の詳細につきましては議案関係資料をご参照いただきますようお願いいたします。</p>

55ページをお願いします。指定管理期間につきましては、令和5年4月1日から令和10年3月31日の5年間としております。指定管理料及び納付金についてご説明申し上げます。指定管理料につきましては、町から指定管理料を支払わないこととしております。次に指定管理業者から町に納めていただく納付金ですが、最初の3年間は0円とし、残りの2年間は各年度の下限額を120万円としております。最後に指定管理者候補の概要についてご説明申し上げます。指定管理者の団体名は株式会社FoundingBase、住所は東京都世田谷区北沢2-6-2ミカン下北B街区5Fとなっております。代表取締役は佐々木喬志となっております。類似施設の運営実績ですが、大分県豊後高田市で玉津まちなちの駅、夢むすびの運営を令和2年7月から、島根県津和野町の地域商社まるごと津和野を令和元年4月から行っております。以上が海の駅東洋町指定管理に係る内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

(福島 登 議長)

以上で、一括議題とした提出案件の説明が、すべて終了しました。

これで、本日の議事日程は、すべて終了しました。

ここでお諮りします。

冒頭の議会運営委員長の報告のとおり、本会議散会后から休会とし、審議、採決並びに一般質問のため、9日、午前9時から再開したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

本日は、これにて散会します。

次回の議会放送は、9日、午前9時から放送します。

これにて議会放送を終了いたします。

どうも皆様お疲れでした。

(散会時間：11時11分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員